

○松山市国民健康保険はり，きゆう施術規則

昭和39年4月1日

規則第19号

改正 昭和41年3月17日規則第10号

昭和45年4月1日規則第26号

昭和46年3月30日規則第25号

昭和47年12月27日規則第57号

昭和49年2月25日規則第13号

昭和50年4月1日規則第28号—2

昭和51年4月1日規則第25号

昭和52年3月31日規則第12号

昭和53年5月31日規則第30号

昭和54年3月29日規則第4号

昭和55年3月31日規則第12号

昭和56年3月23日規則第2号

昭和58年3月23日規則第9号

昭和61年3月4日規則第3号

昭和62年3月31日規則第8号

平成4年3月26日規則第3号

平成7年3月31日規則第20号

平成10年3月26日規則第26号

平成13年3月30日規則第37号

平成14年3月26日規則第19号

平成16年12月28日規則第97号

平成19年3月27日規則第25号

平成20年4月1日規則第57号

平成30年3月30日規則第24号

令和2年1月24日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は，松山市国民健康保険条例（昭和35年条例第19号）第8条第1項

の規定に基づいて行うはり及びきゆうに関する保健事業の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(保健事業の利用)

第2条 前条の保健事業の利用は、市長が指定したはり師又はきゆう師（以下「施術担当者」という。）によるはり又はきゆうの施術を受けるものとする。

(施術担当者の指定)

第3条 施術担当者は、次の各号に掲げる要件を備えるもののうちから市長が指定する。

- (1) はり師またはきゆう師の免許を有すること。
- (2) 現に、市内に営業または勤務する施術所を有し、かつ、6月以上居住していること。
- (3) 市内で申請時前2年間に6月以上はりまたはきゆうの営業をし、もしくは勤務の経験を有すること。

(指定の申請)

第4条 前条の指定を受けようとする者は、国民健康保険はり、きゆう施術担当者指定申請書（第1号様式）に、次にあげる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) はり師またはきゆう師の免許証の写または免許証明書
- (2) 施術営業届出済証の写または施術営業届出済証明書
- (3) 住民票

(指定書の交付)

第5条 市長は、施術担当者を指定したときは、指定書（第2号様式）を交付する。

2 施術担当者は、前条に規定する申請書に記載した事項に変更があつたときは、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

(標示板の掲示)

第6条 施術担当者は、施術所の見やすいところに標示板（第3号様式）を掲示しなければならない。

(施術担当者の辞退)

第7条 施術担当者は、施術の担当を辞退しようとするときは、その1月前までに国民健康保険はり・きゆう施術担当者辞退届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(施術の範囲)

第8条 はり、きゆうに関する施術の範囲は、はり術およびきゆう術の2術とし、末梢神経疾患および運動器疾患に対し行うものとする。

(施術料の助成)

第9条 市長は、被保険者がはり・きゅうの施術を利用したときは、施術1回につき1,000円を助成する。

2 前項に規定する助成は、助成金を施術担当者に支払うことによつて行う。

(施術の手続)

第10条 被保険者は、はり、きゅうの施術を受けようとするときは、自己の選定する施術担当者に国民健康保険被保険者証を提示して、そのものについて受けるものとする。

2 施術担当者は、被保険者から施術を求められたときは、その提示する国民健康保険被保険者証により本市の被保険者として適用を受けていることを確かめた後、施術を行うものとする。

(施術の制限)

第11条 はり・きゅうの施術は、被保険者1人につき、1日1回とし、1月に8日を超えることができない。

(施術料の支払等)

第12条 被保険者は、はり・きゅうの施術を受けたときは、施術料から第9条第1項に規定する市の助成額を控除した額を、施術担当者にその都度支払わなければならない。

2 施術担当者は、第9条に規定する市が負担する額を請求しようとするときは、はり・きゅう施術料請求書(第5号様式)に、はり・きゅう施術料請求明細書(第6号様式)を添え、当該施術を行つた月の翌月20日までに市長に提出しなければならない。

(市負担額の支払い)

第13条 市長は、施術担当者から前条第2項に規定する施術料の請求があつたときは、その内容を審査した後、支払うものとする。

(施術録の備付等)

第14条 施術担当者は、被保険者の施術の内容を明らかにするため、はり・きゅう施術録(第7号様式)を備え、施術の都度所定の事項を記入しなければならない。

2 前項の記録は、完結の日から3年間保存しなければならない。

(検査等)

第15条 市長は、この規則の適正な運営を図るため、必要に応じて施術担当者または施術を受けた被保険者に対し、検査または調査を行うことができる。

2 市長は、検査または調査のため必要があると認めるときは、関係者の説明もしくは帳

簿書類その他の記録の提出を求め、または実地にあつてこれを行うものとする。

(指定の取消または停止)

第16条 市長は、施術担当者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し、または期間を定めて指定を停止することができる。

- (1) 第3条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) この規則の規定に違反したとき。
- (3) その他、市長が施術担当者として不相当と認めたとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

(編入に伴う経過措置)

2 北条市の編入の日前に、編入前の北条市国民健康保険はり、きゆう施術規則（平成13年北条市規則第11号。次項において「編入前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 編入日前に、編入前の規則の規定によりなされたはり、きゆうに係る施術料の助成については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（昭和41年3月17日規則第10号）

この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

付 則（昭和45年4月1日規則第26号）

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則（昭和46年3月30日規則第25号）

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則（昭和47年12月27日規則第57号）

この規則は、昭和48年1月1日から施行する。

付 則（昭和49年2月25日規則第13号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則（昭和50年4月1日規則第28号—2）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和51年4月1日規則第25号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則（昭和 5 2 年 3 月 3 1 日規則第 1 2 号）

この規則は，昭和 5 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 5 3 年 5 月 3 1 日規則第 3 0 号）

1 この規則は，昭和 5 3 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前の施術に係る施術費の支給については，なお従前の例による。

付 則（昭和 5 4 年 3 月 2 9 日規則第 4 号）

この規則は，昭和 5 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 5 5 年 3 月 3 1 日規則第 1 2 号）

この規則は，昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 5 6 年 3 月 2 3 日規則第 2 号）

この規則は，昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 5 8 年 3 月 2 3 日規則第 9 号）

この規則は，昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 6 1 年 3 月 4 日規則第 3 号）

この規則は，公布の日から施行する。

付 則（昭和 6 2 年 3 月 3 1 日規則第 8 号）抄

1 この規則は，昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 3 月 2 6 日規則第 3 号）

この規則は，平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 7 年 3 月 3 1 日規則第 2 0 号）

この規則は，平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 1 0 年 3 月 2 6 日規則第 2 6 号）

この規則は，平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 1 3 年 3 月 3 0 日規則第 3 7 号）

この規則は，平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 1 4 年 3 月 2 6 日規則第 1 9 号）

1 この規則は，平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前に利用したはり・きゆうに係る施術料の助成については，なお従前の例による。

付 則（平成 1 6 年 1 2 月 2 8 日規則第 9 7 号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

付 則（平成19年3月27日規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に受けた施術に対する助成の額については、なお従前の例による。

付 則（平成20年4月1日規則第57号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に受けた施術に対する助成の額については、なお従前の例による。

付 則（平成30年3月30日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式及び第7号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和2年1月24日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に受けた施術に対する助成の日数については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第4号様式及び第5号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

4 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の第3号様式による標示板は、この規則による改正後の第3号様式による標示板とみなす。

第1号様式(第4条関係)

松山市国民健康保険はり・きゆう施術担当者指定申請書

年 月 日

(宛先)松山市長

次のとおり国民健康保険のはり・きゆう施術担当者に指定を受けたく別紙関係書類を添えて申請します。

申請者	住所				番地 番 号
	松山市 町		丁目		
	氏名		生年月日		年 月 日
	印				
	施 術 の 種 類		は り ・ き ゆ う		
施 術 所	所在地				
	松山市 町		丁目		番地 番 号
	名称				
	(電話 ー)				
開 又 は 設 代 表 者	住所				
	松山市 町		丁目		番地 番 号
	氏名				
	印				
課長			調査年月日		受付
			年 月 日		
			決定区分		
			承 認・不承認		
指定書	担当者		指定番号		
			松国保第 号		

- 添付書類 (1) 免許証の写又は証明書
 (2) 施術営業届出済証の写又は証明書
 (3) 住民票

第2号様式(第5条関係)

指 定 書

年 月 日

様

松山市長



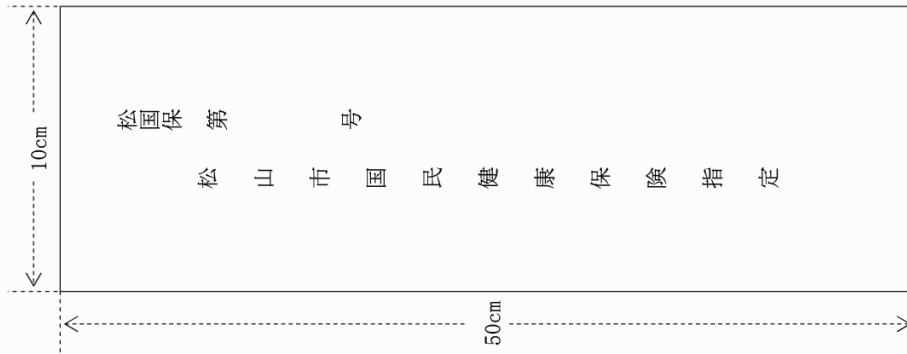
あなたを松山市国民健康保険はり、きゆう施術者に指定します。

指 定 番 号 松国保 第 号

施 術 場 所 松 山 市 町 丁目 番 地 番 号

名 称

第3号様式(第6条関係) 標示板



第4号様式(第7条関係)

国民健康保険はり・きゆう施術担当者辞退届

年 月 日

(宛先)松山市長

施術担当者

番地

住所 松山市 町 丁目 番 号

氏名 印

下記のとおり施術担当者を辞退したいのでお届けします。

施術担当者	指定番号	松国保第 号
	氏名	
辞 退 年 月 日	年 月 日	
辞 退 の 理 由		

課 長			指定書回収	受 付

第5号様式(第12条関係)

月分はり・きゆう施術料請求書

指定番号

年 月 日

(宛先)松山市長

施術担当者 松山市 町 丁目 番 号
住所・氏名 松山市 町 丁目 番 号
印

次のとおり施術料請求明細書を添え請求します。

なお、この請求書に係る施術料の受領を下記の者に委任します。

請求金額及び支払決定金額	区 分	請求明細書件数	施 術 回 数	金 額
	請 求	件	回	円
	返 戻 ・ 過 誤 等	件	回	円
	決 定	件	回	円
委 任 事 項	住所 受任者 松山市針灸師協会 氏名 会長		備考 1 委任事項欄は施術料の受領を委任する場合のみ記入すること。 2 支払決定金額は記入しないこと。	

第6号様式(第12条関係)

年 月分はり・きゆう施術料請求明細書

指定 番号	
----------	--

患者氏名	年生まれ(男・女)				世帯主	住所 松山市	被保険者証号						
						番地	町 丁目 番号			松 国 保			
						氏名							
傷病名						発病の 原因	過労・老化・不詳						
1 頸肩筋痛 2 腰痛症 3 神経痛 4 関節疾患 5 五十肩 6 神経麻痺 7 頸腕症候群 8 その他()							その他()						
						発病 年月日	年 月 日						
受診日	は	り	き	ゆう	2	術	確認印	摘 要					
								施 術 担 当 者 住 所 氏 名 名 称 審 査 済 印					
計	回	回	回	回	回	回							

第 1 号様式 (第 4 条関係)

第 2 号様式 (第 5 条関係)

第 3 号様式 (第 6 条関係) 標示板

第 4 号様式 (第 7 条関係)

第 5 号様式 (第 1 2 条関係)

第 6 号様式 (第 1 2 条関係)

第 7 号様式 (第 1 4 条関係)